

第2部 医療圏と基準病床数

第1節 医療圏

医療圏とは、地域の医療需用に対応して包括的な医療を提供していくための区域であり、具体的には、医療資源の適正な配置と医療提供体制の体系化を図るための地域単位です。

医療圏は、初期の診断・治療を担う一次医療圏、主として一般的な入院・治療を担う二次医療圏、高度・特殊な医療を担う三次医療圏に大別され、各医療圏の圏域については、県民の受療状況、生活圏、行政の圏域等を考慮しながら、医療の効果的な提供に適した圏域を設定しています。

● 一次医療圏

住民の日常の健康管理や健康相談、通常しばしば見られる傷病や外傷等の診断・治療等の外来医療などの圏域として、患者が居住する市町村の範囲をいいます。

● 二次医療圏

入院医療や専門外来等の二次医療の提供は、主として病院がその機能を担い、日常生活圏より広域の範囲を単位としています。

医療法第30条の3第2項第1号には、通常入院医療を行う病院の病床整備を図るための地域単位として区分する区域を設定するよう規定されており、今回、受療状況のほか、地理的条件等の自然的条件や日常生活の需用の充足状態、交通事情等の社会的条件、消防署等行政機関の管轄区域等の状況について特に大きな変化がなかったことから、従来と同様、次表のとおりとします。

二次医療圏

医療圏名	構成市町村数	圏域人口	構成市町村名
福井・坂井	1市10町2村	人 414,494	福井市、美山町、松岡町、永平寺町、上志比村、三国町、芦原町、金津町、丸岡町、春江町、坂井町、越廼村、清水町
奥越	2市1村	67,462	大野市、勝山市、和泉村
丹南	2市7町2村	193,966	武生市、鯖江市、今立町、池田町、南条町、今庄町、河野村、朝日町、宮崎村、越前町、織田町
嶺南	2市5町1村	152,285	敦賀市、小浜市、三方町、美浜町、上中町、名田庄村、高浜町、大飯町
合計	7市22町6村	828,207	

※圏域人口には年齢不詳者（合計295人）を含んでいません。

〔福井県推計人口 平成13年10月1日〕

福井県二次医療圏区域図



● 三次医療圏

医療法第30条の3第2項第2号に基づく、発生頻度の低い疾病、特に専門性の高い救急医療等に係る特殊な診断または治療を必要とする三次医療の提供体制を整備する地域的単位は県全域とします。

第2節 基準病床数

基準病床数は、医療法に基づき二次医療圏における病院の一般病床および療養病床、県全域における精神病床、感染症病床および結核病床について定めることとされているもので、その算定基準は医療法施行規則に定められています。

本計画により定めた基準病床数は、圏域内における病床の適正配置の基本となるものであり、本県の基準病床数を次のとおり定めます。

(1) 一般病床および療養病床

医療圏域 (二次医療圏)	基準病床数	参考：既存病床数 (平成14年10月1日時点)
福井・坂井	5,821	6,076
奥越	665	543
丹南	1,955	2,010
嶺南	1,755	1,478
計	10,196	10,107

(2) 県全域における精神病床、感染症病床および結核病床

病床の種類	基準病床数	参考：既存病床数 (平成14年10月1日時点)
精神病床	2,463	2,459
感染症病床	20	14
結核病床	138	185

【用語の解説】

● 病床の種別

- ・ 一般病床 …… 療養病床、精神病床、感染症病床および結核病床以外の病院の病床
- ・ 療養病床 …… 精神病床、感染症病床および結核病床以外の病床であって、主として長期にわたり療養を必要とする患者を入院させるための病院又は診療所の病床（介護保険適用となる指定介護療養型医療施設の病床を含む。）
- ・ 精神病床 …… 精神疾患を有する者を入院させるための病院の病床
- ・ 感染症病床 …… 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第6条第2項に規定する一類感染症、同条第3項に規定する二類感染症および同条第7項に規定する新感染症の患者を入院させるための病院の病床
- ・ 結核病床 …… 結核の患者を入院させるための病院の病床